

たかしん年金定期預金「応援」

令和5年4月現在

商品名 (愛 称)	たかしん年金定期預金「応援」
◇販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で年金をお受け取りの方 ・当金庫で年金のお受け取りを開始される方 ※年金は厚生年金、国民年金だけでなく、各種共済組合等の年金も対象になります ※年齢に制限はありません
◇期 間	定型方式 1年(原則、元金自動継続扱いとします)
◇預 入 (1)預入方法	一括預入 (年金証書、裁定請求書等と通帳をお持ちになり、お取引店にお申込みください)
(2)預入金額	1円以上(お一人様350万円まで)
(3)預入単位	1円単位
◇払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします
◇利 息 (1)適用金利	固定金利 (預入時のスーパー定期1年ものの金利+年0.03%を満期日まで適用します)
(2)利払方法	満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
◇税 金	平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
◇手 数 料	—————
◇付加できる 特約事項	マル優の取り扱いができます。
◇中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率および、預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
◇金利情報の 入手方法	金利は窓口へ ご照会ください。
◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。

<p>◇苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>◇その他参考となる事項</p>	<p>満期日以後の利息は書替継続日におけるスーパー定期1年ものの店頭表示金利に年0.03%の金利を上乗せした利率を適用いたします。</p> <p>預金保険制度の付保対象預金です。</p> <p>決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</p>